

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

議案名

議案第 21 号 桐生市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国民健康保険法の一部改正に対応するため、国民健康保険基金の処分の要件について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

基金を処分できる場合について、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合に支出できるよう改めるものです。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県が担うこととなります。改正後は、都道府県が医療費等の見込みを立てた上で決定した「国民健康保険事業費納付金」を市町村が都道府県に納付し、都道府県は納付された納付金と国及び都道府県負担分の公費等を財源として、給付に必要な費用を全額、市町村に支払う新たな仕組みとなります。